

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
過疎地域における県税の課税免除に関する条例	S45.9	取得価額の合計額が事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの等 ① 製造業・旅館業 ・個人、資本金 5,000 万円以下の法人 → 取得価額: 500 万円以上 ・資本金 5,000 万超1億円以下の法人 → 取得価額: 1,000 万円以上 ・資本金1億円超の法人 → 取得価額: 2,000 万円以上 ② 情報サービス業等・農林水産物等販売業 → 取得価額: 500 万円以上	過疎地域 ※市町村計画に記載された産業促進地域内に限る	○3年間または5年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例	S61.12	資本金 1,000 万円以下 → 取得価額: 500 万円以上 資本金 5,000 万円以下 → 取得価額: 1,000 万円以上 資本金 5,000 万円超 → 取得価額: 2,000 万円以上	半島振興対策実施地域 ※産業振興促進計画の認定をした市町村に限る	○3年間 ○不均一課税(1/10)	○3年間 ○不均一課税 (1.4/10)	○取得時 ○不均一課税(1/10)
奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例	H17.12	○用地を取得、賃借又は地上権を取得し、生産施設を設置した法人のうち、次の要件をいずれも満たすもの ・建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上(移転の場合は、建築面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上増加) ・新規雇用(雇用期間の定めのない者等かつ県内に住所を有する者等に限る)が 10 人以上、かつ、当該法人の県内事務所または事業所において増加する県内の総従業者数が 10 人以上	全域	○3年間 ○不均一課税(3/4) ○年間減税額は1億円以内(1億円×3年間=最大3億円)	—	○設置時 ○課税標準となるべき価格の4分の1に相当する額に税率を乗じて得た額(1億円を超える場合は、1億円)を減額
地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例	H21.7	○「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、国が先進性を確認した事業において、対象施設を設置した者 ○土地・建物等の取得価額が1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超)	促進地域(全域)	—	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例	H28.6	○事業の種類 ・移転型(東京 23 区から対象施設のうちいずれかを移転して整備) ・拡充型(移転型を除く対象施設のうちいずれかを移転して整備) ○取得価額 3,800 万円(中小企業者 1,900 万円)以上の特定業務施設等の新増設 ・地域再生法施行規則に定める部門のうちいずれかを有する事務所または研究所、研修所、これらと併せて整備される育児支援施設・社宅等(一部)であって重要な役割を担う事業所 ○従業員要件(以下の要件のすべてに該当する事業者) ・対象施設において常時雇用される従業員数及び増加させると見込まれる常時雇用する従業員数がともに5人(中小企業者1人)以上 ・移転型:増加させると見込まれる常時雇用する従業員数の過半数が東京 23 区にある事業所からの転勤者、かつ特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員数の4分の1以上の数が東京 23 区からの転勤者	地方活力向上地域(移転型・拡充型)	○3年間 ○移転型 1年目 不均一課税(1/2) 2年目 不均一課税(3/4) 3年目 不均一課税(7/8)	○3年間 ○移転型 1年目 課税免除 2年目 不均一課税(1/4) 3年目 不均一課税(1/2) ○拡充型 1年目 不均一課税(1/10) 2年目 不均一課税(1/3) 3年目 不均一課税(2/3)	○取得時 ○移転型 課税免除 ○拡充型 不均一課税(1/10)

〈補助金・助成金・奨励金〉

制定年月	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
奈良県企業立地促進事業補助金(企業立地促進補助金)	H21.4	次のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業は除く) ① 製造業の工場・研究所を立地する企業 ② 特定の物流施設を立地する企業 ③ 県内に立地している①、②の施設などを機能強化する企業	—	全域	新たな立地又は機能強化に係る事業のうち、事業計画の認定を受けた日から1年以内に着工し、かつ、着工の日から起算して原則として3年(固定資産投資額50億円以上の事業は5年)以内に操業を開始する事業で、操業を開始する日までの固定資産投資額が6.5億円以上(南部・東部地域における立地については4億円以上)である事業	①固定資産投資額の10% ・南部・東部地域振興補助金(県南部・東部地域へ立地する場合の加算金) 投資額5億円以上: 1,000万円 投資額10億円以上:2,000万円	2億円
奈良県企業立地促進事業補助金(データセンター立地補助金)	R5.4.1	データセンターを立地する企業		全域	着工の日から起算して3年以内に以下の要件を満たし操業開始する事業 固定資産投資額(土地を除く)が5億円以上かつ県内新規常用雇用者が10人以上かつ県内操縦業者数10人以上純増	固定資産投資額の5%	2億円
地方拠点強化促進補助金	H28.4.1	「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を提出し、知事の認定を受けた特定業務施設を立地する事業者	以下いずれかに該当する事業者 ① 常用雇用者100人以上の営利企業 ② 県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるものであって非営利の学術・開発研究機関	「奈良県地方活力向上地域等特定業務施設整備促進計画」で定められた「地方活力向上地域」「移転型」対象地域、「拡充型」対象地域がある。	着工の日から起算して3年以内に以下のすべての要件を満たし操業開始する事業 ・固定資産投資額(土地を除く)が3,500万円(中小企業者は1,000万円)以上 ・県内新規常時雇用者が5人以上(中小企業者は1人)以上かつ県内操縦業者数5人(中小企業者は1人)以上純増	固定資産投資額の10%	1億円

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	貸付条件		
					貸付対象事業等	融資条件	限度額
チャレンジ資金(地域未来投資促進)【制度融資】	H22.4	右記貸付対象事業を実施する者	地域未来投資促進法に基づき「地域経済牽引事業計画」を提出し、知事の承認を受けていること	全域	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等	○利率:金融機関所定金利 ○期間: ・設備資金(運設含む):15年以内(うち据置1年以内) ・運転資金:7年以内(うち据置1年以内) ○保証:信用保証協会の保証が必要 ○保証料:0.00% ○保証人:原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	設備資金・運転資金: 2億8千万円以内 ※有担保2億円、無担保8千万円 ※普通保証と別枠